

[水 道 事 業]

第7章 水道料金制度等

- 1 水道料金制度の変遷
- 2 水道料金等の変遷
- 3 用途別栓数、戸数及び有収水量内訳
- 4 水量ランク別戸数・使用水量・料金
- 5 料金単価別有収水量・料金
- 6 年度別・用途別有収水量
- 7 年度別水道料金等調定状況
- 8 水道料金の徴収と督促等の状況
- 9 水道メーター点検状況
- 10 水道料金の減免措置状況
- 11 特例計算
- 12 大阪府内 各市水道料金比較

1 水道料金制度の変遷

年 月 日			事 項
昭和 2 6	4	1	水道料金創設（水道料金体系は用途別一律超過料金体系を採用） 水道メーター使用料創設
2 9	7	1	第 1 回水道料金改定
3 2	1 0	1	第 2 回水道料金改定
3 4	3	1	第 1 回水道メーター使用料改定
	4	1	下止々呂美簡易水道料金創設
3 7	4	1	第 3 回水道料金改定
			第 2 回水道メーター使用料改定
			第 1 回手数料改定
3 9	4	1	栗生簡易水道料金創設
4 0	7	1	第 4 回水道料金改定
4 2	4	1	上止々呂美簡易水道料金創設 出納取扱金融機関に「住友銀行豊中支店」指定
			水道料金口座振替制度採用
4 3	4	1	栗生簡易水道料金廃止
4 4	1 0	8	下水道使用料徴収業務受託
4 5	8	1	第 3 回水道メーター使用料改定
4 6	6	1	口径別納付金制度採用
	1 0	1	水道料金計算業務の一部を電算処理委託（口座振替分のみ）
4 7	1 0	1	水道料金計算業務の全部を電算処理委託
4 9	6	1	隔月検針・隔月集金実施
5 2	5	1	第 1 回口径別納付金改定
	1 0	1	水道料金の集金制を廃止し、納付制に切替 消込業務及び第 1 次督促状発行業務の電算処理委託
5 3	4	1	第 5 回水道料金改定 第 1 回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 水道料金体系をすべて用途別一律超過料金体系から用途別段階別逓増 制料金体系に変更 第 2 回手数料改定
	6	1	マンション等共同住宅に水道料金の特例計算を採用
	1 1	2 8	出納取扱金融機関（住友銀行）取扱店を豊中支店から箕面支店に変更

年 月 日			事 項
昭和 5 4	1 0	1	水道料金口座振替分の領収書を廃止し、振替済通知書に変更
5 5	1	4	既設開栓申込の電話受付を開始
	1 0	1	第 2 次督促状及び停水予告状の発行業務を電算処理委託
5 7	5	1	第 6 回水道料金改定 第 2 回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 第 2 回口径別納付金改定 第 4 回水道メーター使用料改定 第 3 回手数料改定 生活保護世帯に対し水道の基本料金及びメーター使用料の免除措置を実施
6 0	1 0	1	精算料金の徴収方法を窓口収納から「転居先への納付書郵送」 「口座振替」「現地精算」のいずれかに変更 閉栓申込の電話受付を開始
6 1	4	1	第 7 回水道料金改定 第 3 回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 郵政省を収納取扱金融機関に指定
	6	1	水道料金（基本料金及びメーター使用料）の福祉減免措置を実施 ①母子年金、遺児年金、準母子年金又は遺族基礎年金のいずれかを受給している世帯 ②児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受給している世帯 ③身体障害者（1 級・2 級）又は知的障害者（A・B ₁ ）のいる世帯
6 2	4	1	水道料金の転出精算分に郵便振替制度採用
平成 3	1 1	1	使用水量・消込原符の読取り及び未納水道料金検索・納入通知書再発行のため小型 O C R ・ オフィスコンピュータ導入
4	4	1	計量業務（上水道事業地域の一部）を業者委託
	6	1	月 4 回の水道料金計算業務を月 2 回に変更
6	4	1	第 8 回水道料金改定 第 4 回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定
8	3	1	水道料金システムの電算処理を業者委託から自己処理に切替 納入通知書その他各種通知書を封書からメールシーラーによるはがき型式に切替

年	月	日	事 項
平成 9	6	1	第 9 回水道料金改定（消費税 5 %を外税で課税） 第 5 回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定（消費税 5 %を外税で課税）
1 0	1 0	1	計量業務にハンディターミナルシステムを導入 滞納整理に領収書発行用ハンディターミナル導入
1 3	4	1	第 1 0 回水道料金改定 第 6 回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 第 5 回水道メーター使用料改定
	1 0	1	コンビニエンスストアでの収納取扱開始
1 5	2	5	口座振替伝送システムを導入
1 6	4	1	水道料金を消費税込みに改定 上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金を消費税込みに改定 水道メーター使用料を消費税込みに改定
1 8	1 0	1	生活保護世帯に対する水道料金（基本料金及びメーター使用料）の福祉減免措置を廃止
1 9	3	2 9	北部簡易水道料金創設（平成 1 9 年箕面市条例第 1 6 号） ＊上水道料金と同様とする。
	4	1	計量業務を業者委託
2 2	7	1	第 1 1 回水道料金改定
	1 0	1	水道料金（基本料金及びメーター使用料）の福祉減免措置を廃止
2 3	4	1	上止々呂美・下止々呂美・北部簡易水道料金廃止
2 5	7	1	第 1 2 回水道料金改定
	1 0	1	クレジットカード払いでの収納取扱開始
2 6	4	1	水道料金の消費税率を 8 %（外税課税）に改定
3 0	7	1	第 1 3 回水道料金改定
令和 元	1 0	1	水道料金の消費税率を 1 0 %（外税課税）に改定
4	4	1	スマートフォン決済アプリでの収納取扱開始
5	1 0	1	消費税のインボイス対応開始

2 水道料金等の変遷

(1) 水道料金の変遷（1カ月につき）

料 金 体 系			創 設		料 金 改 定	
					第 1 回	
(用途別一律超過料金体系)			昭和 2 6 年 4 月		昭和 2 9 年 7 月	
一 般 用	家 事 用	基本料金	10㎡まで	200	10㎡まで	200
		超過料金	1㎡につき	25	1㎡につき	25
	普通営業用	基本料金	20㎡まで	450	20㎡まで	400
		超過料金	1㎡につき	30	1㎡につき	30
	病院・官公署用	基本料金	20㎡まで	350	20㎡まで	350
		超過料金	1㎡につき	20	1㎡につき	20
	学 校 用	基本料金	20㎡まで	350	100㎡まで	1,500
		超過料金	1㎡につき	20	1㎡につき	20
	原動力・工事用	基本料金	30㎡まで	750	30㎡まで	750
		超過料金	1㎡につき	30	1㎡につき	30
湯 屋 用		基本料金	100㎡まで	1,500	1㎡につき	15
		超過料金	1㎡につき	17		
工事その他臨時用		基本料金	1㎡につき	30～	1㎡につき	30～
		超過料金		100		100
備 考						

(単位：円)

料 金 改 定					
第2回		第3回		第4回	
昭和32年10月		昭和37年4月		昭和40年7月	
10㎥まで	250	10㎥まで	250	8㎥まで 10㎥まで	280 350
1㎥につき	(1号)31	1㎥につき	(1号)31	1㎥につき	45
	(2号)28		(2号)28		
20㎥まで	500	20㎥まで	500	20㎥まで	700
1㎥につき	38	1㎥につき	38	1㎥につき	48
20㎥まで	438	20㎥まで	900	20㎥まで	900
1㎥につき	25	1㎥につき	50	1㎥につき	50
100㎥まで	1,875	20㎥まで	900	20㎥まで	900
1㎥につき	25	1㎥につき	50	1㎥につき	50
30㎥まで	938	30㎥まで	938	30㎥まで	1,140
1㎥につき	38	1㎥につき	38	1㎥につき	48
100㎥まで	1,650	100㎥まで	1,650	100㎥まで	2,300
1㎥につき	19	1㎥につき	19	1㎥につき	30
1㎥につき	38	1㎥につき	50	1㎥につき	60
* 1号：2号適用者以外 2号：1メーターで2世帯以上使用の場合					

(単位：円)

料 金 体 系			料 金 改 定			
			第5回	第6回	第7回	第8回
(用途別段階別通増制料金体系)			昭和53年4月	昭和57年5月	昭和61年4月	平成6年4月
一 般 用	基本料金	8㎥まで	320	400	580	680
	超過料金 (1㎥につき)	9㎥～ 10㎥まで	50	60	85	120
		11㎥～ 20㎥まで	60	75	100	140
		21㎥～ 30㎥まで	75	95	120	165
		31㎥～ 50㎥まで	90	110	140	195
		51㎥～100㎥まで	110	130	160	225
		101㎥～300㎥まで	130	150	180	255
		301㎥～500㎥まで	160	180	210	290
		501㎥～	190	210	240	325
湯 屋 用	基本料金	100㎥まで	3,000	3,600	4,600	4,600
	超過料金	1㎥につき	44	52	67	67
工事その他臨時用	基本料金	2㎥まで	1㎥につき	1㎥につき	800	1,000
	超過料金	1㎥につき	300	400	400	500
備 考			*昭和53年4月用途別段階別通増制料金体系に変更			

料 金 改 定							
第9回	第10回		第11回	第12回		第13回	
平成9年6月	平成13年4月	平成16年4月	平成22年7月	平成25年7月	平成26年4月	平成30年7月	令和元年10月
648	920	966.00	779.00	723.00	689	686	686
115	150	157.50	157.50	157.50	150	126	126
140	170	178.50	178.50	178.50	170	168	168
165	195	204.75	204.75	204.75	195	192	192
195	225	236.25	236.25	236.25	225	230	230
225	255	267.75	267.75	267.75	255	255	255
255	285	299.25	299.25	299.25	285	285	285
290	320	336.00	336.00	336.00	320	320	320
325	355	372.75	372.75	372.75	355	355	355
4,600	5,600	5,880.00	5,880.00	5,880.00	5,600	5,600	5,600
67	80	84.00	84.00	84.00	80	80	80
1,000	1,200	1,260.00	1,260.00	1,260.00	1,200	1,200	1,200
500	600	630.00	630.00	630.00	600	600	600
*平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税		*平成16年4月1日から消費税込みに改定			*平成26年4月1日から消費税8%を外税で課税		*令和元年10月1日から消費税10%を外税で課税

(2) 水道メーター使用料の変遷

(単位：円/月)

口 径 (mm)	創 設	第 1 回改定	第 2 回改定	第 3 回改定	第 4 回改定	第 5 回改定			
	昭和26年4月	昭和34年3月	昭和37年4月	昭和45年8月	昭和57年5月	平成13年4月	平成16年4月	平成26年4月	令和元年10月
13	20	20	45	45	50	25	26. 25	25	25
16	25	25	—	—	—	—	—	—	—
20	30	30	80	80	100	50	52. 50	50	50
25	40	使 用 者 に 関 係 し て 設 置	80	80	100	50	52. 50	50	50
30	—		—	200	200	100	105. 00	100	100
40	—		250	250	250	125	131. 25	125	125
50	使 用 者 に 関 係 し て 設 置		680	680	1, 700	850	892. 50	850	850
75			900	900	2, 000	1, 000	1, 050. 00	1, 000	1, 000
100			1, 050	1, 050	2, 300	1, 150	1, 207. 50	1, 150	1, 150
150			—	1, 500	4, 100	2, 050	2, 152. 50	2, 050	2, 050
200			—	—	—	—	—	—	—

- * 平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税
- * 平成16年4月1日から消費税込みに改定
- * 平成26年4月1日から消費税8%を外税で課税
- * 令和元年10月1日から消費税10%を外税で課税

(3) 口径別納付金の変遷

(単位：円)

口 径 (mm)	創 設	第 1 回改定	第 2 回改定		第 3 回改定
	昭和46年6月	昭和52年5月	昭和57年5月	平成16年4月	平成26年4月
13	20,000	40,000	80,000	84,000	80,000
20	50,000	100,000	170,000	178,500	170,000
25	90,000	180,000	310,000	325,500	310,000
30	140,000	280,000	480,000	504,000	480,000
40	280,000	560,000	950,000	997,500	950,000
50	490,000	980,000	1,670,000	1,753,500	1,670,000
75	1,330,000	2,660,000	4,520,000	4,746,000	4,520,000
100	2,730,000	5,460,000	9,280,000	9,744,000	9,280,000
150	7,540,000	15,080,000	25,640,000	26,922,000	25,640,000
200以上	市長が別に定める	市長が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める

- * 平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税
- * 平成16年4月1日から消費税込みに改定
- * 平成26年4月1日から消費税8%を外税で課税
- * 令和元年10月1日から消費税10%を外税で課税

3 用途別栓数、戸数及び有収水量内訳

用 途		栓 (栓)	数	戸 (戸)	数	有 収 (m ³)	水 量	備 考
			構成率		構成率		構成率	
1	家事用	57,059	95.9%	67,363	95.0%	11,929,623	84.6%	
2	営業用	1,652	2.8%	2,741	3.9%	1,371,207	9.7%	
3	官公署用	308	0.5%	313	0.4%	188,809	1.3%	
4	学校用	59	0.1%	59	0.1%	232,957	1.7%	
5	工場用	159	0.2%	159	0.2%	120,218	0.9%	
6	プール用	10	0.0%	10	0.0%	50,409	0.4%	
7	病院用	35	0.1%	35	0.1%	172,565	1.2%	
8	湯屋用	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
9	臨時用	219	0.4%	219	0.3%	30,207	0.2%	
合 計		59,501	100.0%	70,899	100.0%	14,095,995	100.0%	

4 水量ランク別戸数・使用水量・料金

(一般用)

1 か月あたりの使用 水量	延べ戸数 (戸)		使用水量 (m ³)		料金 (円)	
		構成比		構成比	(税抜)	構成比
0～ 8m ³	262,599	30.31%	1,106,680	7.87%	180,142,571	8.20%
9～ 10m ³	58,854	6.79%	538,800	3.83%	48,937,973	2.23%
11～ 20m ³	305,822	35.30%	4,637,326	32.97%	552,151,215	25.13%
21～ 30m ³	149,812	17.29%	3,636,926	25.85%	515,219,528	23.45%
31～ 50m ³	49,357	5.70%	1,778,309	12.64%	292,431,017	13.31%
51～100m ³	5,609	0.65%	361,091	2.57%	71,816,691	3.27%
101～300m ³	2,850	0.33%	485,317	3.45%	119,471,145	5.44%
301～500m ³	742	0.08%	286,853	2.04%	79,087,300	3.60%
501m ³ 以上	717	0.08%	894,112	6.36%	292,575,650	13.31%
区分外	30,033	3.47%	340,374	2.42%	45,386,613	2.06%
計	866,395	100.0%	14,065,788	100.0%	2,197,219,703	100.0%

* 区分外は開栓後初回請求分および閉栓精算分である。

5 料金単価別有収水量・料金

(1) 一般用

料金単価(税抜)	(水量ランク)	有収水量 (m ³)		料金 (円)	
			構成比	(税抜)	構成比
基本料金 (1 か月) 686円	(0～ 8m ³)	5,696,784	40.50%	573,743,989	26.11%
126円／m ³	(9～ 10m ³)	1,097,791	7.80%	138,321,666	6.29%
168円／m ³	(11～ 20m ³)	3,669,991	26.09%	616,558,488	28.06%
192円／m ³	(21～ 30m ³)	1,233,446	8.77%	236,821,632	10.78%
230円／m ³	(31～ 50m ³)	496,004	3.53%	114,080,920	5.19%
255円／m ³	(51～100m ³)	296,116	2.10%	75,509,580	3.44%
285円／m ³	(101～300m ³)	492,317	3.50%	140,310,345	6.39%
320円／m ³	(301～500m ³)	207,603	1.48%	66,432,960	3.02%
355円／m ³	(501m ³ 以上)	535,362	3.81%	190,053,510	8.65%
区分外		340,374	2.42%	45,386,613	2.07%
計		14,065,788	100.0%	2,197,219,703	100.0%

*区分外は開栓後初回請求分および閉栓精算分である。

(2) 臨時用

料金単価(税抜)	(水量ランク)	有収水量 (m ³)		料金 (円)	
			構成比	(税抜)	構成比
基本料金 1,200円	(0～ 2m ³)	4,030	13.34%	3,684,000	19.00%
600円／m ³	(3m ³ 以上)	26,177	86.66%	15,706,200	81.00%
計		30,207	100.0%	19,390,200	100.0%

6 年度別・用途別有収水量

用 途	令和3年度		令和4年度		
	水量（m³）	構成比	水量（m³）	構成比	前年度比
家事用	12,270,161	85.7%	11,972,790	84.7%	97.6%
営業用	1,239,596	8.7%	1,312,899	9.3%	105.9%
病院・学校・官公署・プール・湯屋用	633,729	4.4%	679,780	4.8%	107.3%
工場用	108,939	0.8%	106,738	0.8%	98.0%
臨時用	58,359	0.4%	59,516	0.4%	102.0%
合 計	14,310,784	100.0%	14,131,723	100.0%	98.7%

令和5年度			令和6年度			令和7年度		
水量（m³）	構成比	前年度比	水量（m³）	構成比	前年度比	水量（m³）	構成比	前年度比
11,878,601	84.5%	99.2%	11,918,177	84.1%	100.3%	11,929,623	84.6%	100.1%
1,359,552	9.7%	103.6%	1,424,350	10.1%	104.8%	1,371,207	9.7%	96.3%
677,766	4.8%	99.7%	670,558	4.7%	98.9%	644,740	4.6%	96.1%
107,910	0.7%	101.1%	113,084	0.8%	104.8%	120,218	0.9%	106.3%
35,857	0.3%	60.2%	39,993	0.3%	111.5%	30,207	0.2%	75.5%
14,059,686	100.0%	99.5%	14,166,162	100.0%	100.8%	14,095,995	100.0%	99.5%

7 年度別水道料金等調定状況

用 途 等	令和3年度		令和4年度		
	金額（円）	構成比	金額（円）	構成比	前年度比
家事用	1,861,010,931	75.3%	1,806,359,591	73.5%	97.1%
営業用	335,523,588	13.6%	361,114,815	14.7%	107.6%
病院・学校・官公署・プール・湯屋用	205,577,650	8.3%	222,150,103	9.0%	108.1%
工場用	29,387,409	1.2%	28,859,717	1.2%	98.2%
臨時用	39,910,200	1.6%	40,557,000	1.6%	101.6%
小 計	2,471,409,778	100.0%	2,459,041,226	100.0%	99.5%
水道メーター使用料	40,782,913	—	41,136,828	—	100.9%
合 計	2,512,192,691	—	2,500,178,054	—	99.5%

令和5年度			令和6年度			令和7年度		
金額（円）	構成比	前年度比	金額（円）	構成比	前年度比	金額（円）	構成比	前年度比
1,787,436,112	73.3%	99.0%	1,794,934,260	72.6%	100.4%	1,796,453,850	73.7%	100.1%
377,107,882	15.4%	104.4%	397,401,096	16.1%	105.4%	376,814,926	15.4%	94.8%
221,361,000	9.1%	99.6%	219,106,177	8.9%	99.0%	209,452,927	8.6%	95.6%
28,951,586	1.2%	100.3%	31,112,081	1.3%	107.5%	34,092,004	1.4%	109.6%
24,977,325	1.0%	61.6%	27,898,200	1.1%	111.7%	21,329,220	0.9%	76.5%
2,439,833,905	100.0%	99.2%	2,470,451,814	100.0%	101.3%	2,438,142,927	100.0%	98.7%
41,573,855	—	101.1%	42,004,161	—	101.0%	42,406,691	—	101.0%
2,481,407,760	—	99.2%	2,512,455,975	—	101.3%	2,480,549,618	—	98.7%

(税込)

8 水道料金の徴収と督促等の状況

(1)料金の徴収

料 金 徴 収 方 法	令和3年度		令和4年度	
	件数	構成比	件数	構成比
口 座 振 替	34,640	60.5%	34,320	59.5%
納 付 制	15,050	26.3%	15,405	26.7%
クレジットカード払い	7,593	13.2%	7,994	13.8%
合 計	57,283	100.0%	57,719	100.0%

(2)料金の督促

料 金 の 督 促 等	令和3年度	令和4年度
	件数	件数
1 次 督 促	13,134	14,106
2 次 督 促	14,578	15,115
停 水 予 告	1,329	1,464
給 水 停 止 通 知	660	567
給 水 停 止	256	278

令和5年度		令和6年度		令和7年度	
件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
34,035	58.5%	25,262	42.9%	32,679	54.9%
15,748	27.0%	33,603	57.1%	16,653	28.0%
8,452	14.5%	0	0.0%	10,169	17.1%
58,235	100.0%	58,865	100.0%	59,501	100.0%

※令和6年度末をもってクレジットカード収納委託先が変更となったため、令和6年度末時点での件数は0件となっている。

令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	件数	件数
13,564	13,619	15,188
15,207	15,659	16,427
1,543	1,574	1,564
625	995	842
262	242	243

9 水道メーター一点検状況

月	総件数 A	検針済件数					個人 メーター 検針
		一般 メーター	遠隔 メーター	開栓中	閉栓中 B	閉栓率 B/A	
4	33,311	29,774	3,491	28,646	4,619	13.87%	46
5	34,946	30,231	4,666	30,543	4,354	12.46%	49
6	33,345	29,789	3,510	28,748	4,551	13.65%	46
7	34,902	30,170	4,683	30,510	4,343	12.44%	49
8	33,368	29,794	3,528	28,769	4,553	13.64%	46
9	34,951	30,222	4,680	30,492	4,410	12.62%	49
10	33,026	29,506	3,474	28,526	4,454	13.49%	46
11	35,055	30,295	4,711	30,746	4,260	12.15%	49
12	33,069	29,522	3,501	28,588	4,435	13.41%	46
1	35,018	30,259	4,710	30,737	4,232	12.09%	49
2	33,463	29,854	3,563	28,859	4,558	13.62%	46
3	35,151	30,388	4,714	30,754	4,348	12.37%	49
計	409,605	359,804	49,231	355,918	53,117	12.97%	570

(単位：件)

認定件数		付帯業務			
認定計 C	認定率 C/A	漏水 発見	無届 転居	無断 使用	計
147	0.44%	67	0	109	176
121	0.35%	68	1	134	203
150	0.45%	77	1	105	183
136	0.39%	70	3	114	187
138	0.41%	91	2	91	184
114	0.33%	89	1	100	190
118	0.36%	81	0	112	193
136	0.39%	94	1	154	249
133	0.40%	114	1	115	230
119	0.34%	108	1	102	211
128	0.38%	103	0	99	202
110	0.31%	66	1	106	173
1,550	0.38%	1,028	12	1,341	2,381

10 水道料金の減免措置状況

用 途		区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
漏	家事用	件数(件)	143	169	168	178	185
		水量(㎡)	8, 239	17, 299	8, 093	18, 442	11, 619
		金額(円)	2, 291, 386	5, 439, 971	2, 035, 476	5, 425, 608	3, 193, 164
水	営業用	件数(件)	8	14	9	7	8
		水量(㎡)	879	1, 415	1, 804	1, 683	5, 980
		金額(円)	277, 880	495, 220	657, 480	568, 712	2, 279, 556
減	官公署用	件数(件)	2	3	2	4	3
		水量(㎡)	184	309	145	484	450
		金額(円)	57, 684	118, 190	54, 736	156, 954	167, 327
免	その他	件数(件)	6	1	4	1	4
		水量(㎡)	730	191	750	112	1, 043
		金額(円)	266, 707	74, 585	271, 440	35, 112	371, 404
合 計		件数(件)	159	187	183	190	200
		水量(㎡)	10, 032	19, 214	10, 792	20, 721	19, 092
		金額(円)	2, 893, 657	6, 127, 966	3, 019, 132	6, 186, 386	6, 011, 451

11 特例計算

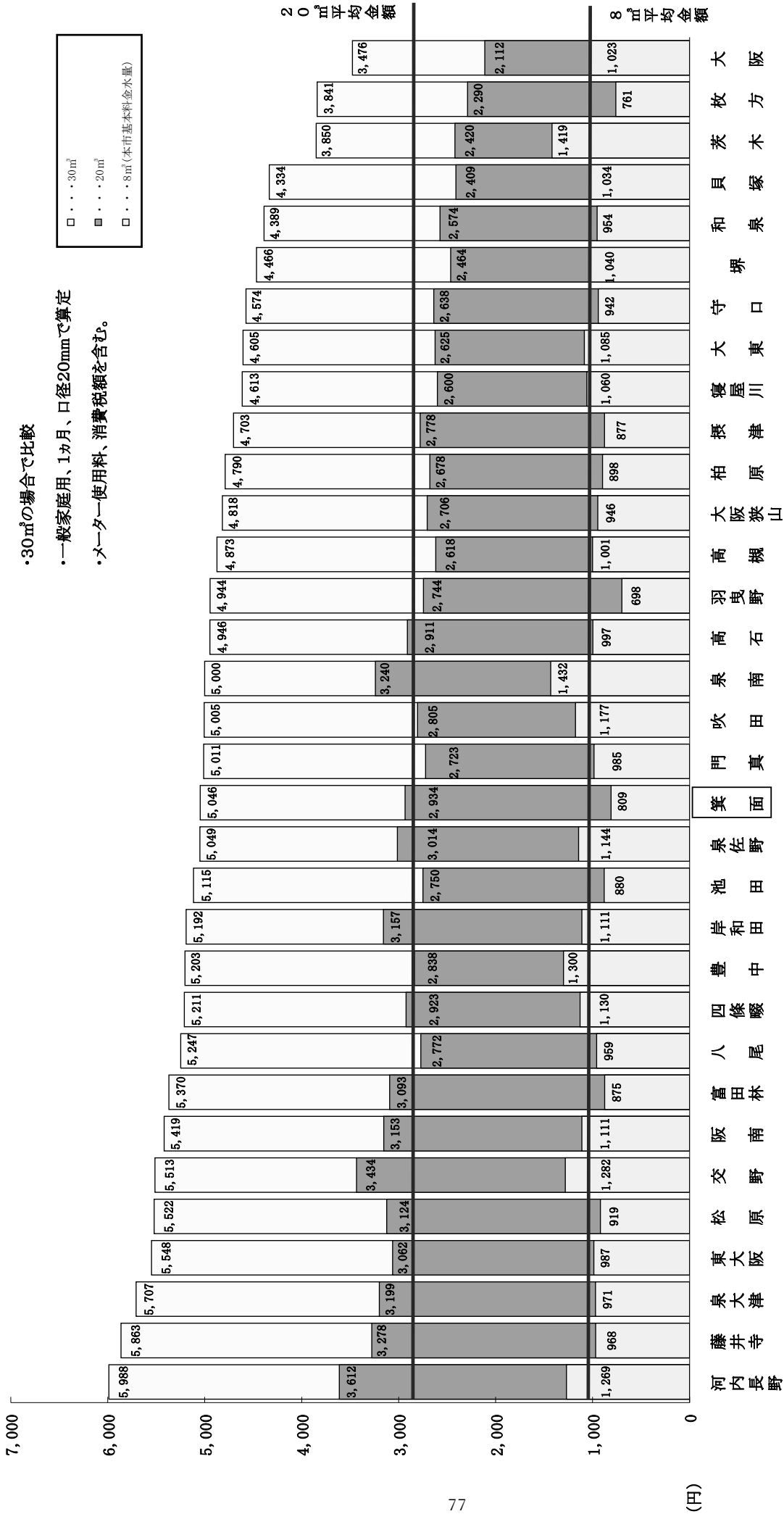
(1) 特例計算別栓数及び戸数

区 分		栓数(栓)	割合	戸数(戸)	割合
特例計算	第 1 種	357	0.6%	8,787	12.4%
	第 2 種	134	0.2%	2,544	3.6%
	第 3 種	80	0.2%	623	0.9%
	第 4 種	18,345	30.8%	18,360	25.9%
	合 計	18,916	31.8%	30,314	42.8%
全給水栓数・給水戸数		59,501	100.0%	70,899	100.0%

(2) 特例計算の種別及び料金の算出方法

種 別	適用対象建物形態	水道料金の算出方法
特例計算 第 1 種	独立した生計を営む住居のみを単位とした共同住宅（以下「共同住宅」という）で、その住居の規模が各戸とも概ね等しいもの	均等に使用したとみなされた1戸当たりの水量（市の親メーターで計量した水量を使用戸数で割る）につき算出された水道料金に使用戸数を乗じる。
特例計算 第 2 種	（1）独立した生計若しくは事業を営む住居、店舗、事務所等が混在する多目的ビル又は業務用ビル（以下「多目的ビル等」という）であるもの （2）共同住宅で、その住居の規模が大きく異なるもの （3）独立した生計を営む居室ごとに給水栓がない寮に類するもの	基本水量に使用戸数を乗じた水量を超える分（市の親メーターで計量した水量から基本水量×使用戸数を引く）については、1戸分としての超過料金を算出し、その金額に基本料金に使用戸数を乗じた金額を加える。
特例計算 第 3 種	特例計算第2種の適用建物に該当する多目的ビル等又は共同住宅で、住居、店舗、事務所等の一部に市の各戸メーター又は私設メーターが設置されているもの	市の各戸メーター又は私設メーターで計量した水量を超える分（市の親メーターで計量した水量から市の各戸メーター又は私設メーターで計量した水量を引く）については、特例計算第2種で料金を算定し、その金額に市の各戸メーター又は私設メーターで計量された水量に基づき算出した金額を加える。ただし、市の各戸メーター又は私設メーターが設置されていない室がすべて独立した生計を営む住居のみで、かつ、その室の規模が各室とも概ね等しいときは、特例計算第1種で料金を算出する。
特例計算 第 4 種	特例計算第1種又は特例計算第2種の適用建物に該当する共同住宅又は多目的ビル等で、すべての住居、店舗、事務所等ごとに市の各戸メーター又は私設メーターが設置されているもの	市の各戸メーター又は私設メーターで計量された水量に基づき、各戸ごとに算出する。ただし、その合計金額が市の親メーターで計量した水量に基づき特例計算第1種で算出した水道料金に満たないときは、その差額を別途徴収する。

12 大阪府内 各市水道料金比較



改定年月日	令和7年10月1日
	平成24年4月1日
	令和2年10月1日
	平成27年10月1日